

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議設置要綱

平成24年5月24日

24福保高在第68号

(目的)

第1 「2020年の東京」に向けて、高齢者等が安心して暮らせる地域社会を構築するため、行政、民間及び地域で高齢者等を支えるネットワークづくりに向けた関係者による見守りの効果的な取組について検討等を行う、区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 関係者会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 見守り活動の現状と課題の検証に関すること。
- (2) 見守り活動の効果的な手法に関すること。
- (3) 個人情報の共有に関すること。
- (4) 見守り活動推進のための国提案に関すること。
- (5) その他、必要な事項に関すること。

(構成)

第3 関係者会議は、学識経験者、地域包括支援センター関係者、自治会・町会関係者、事業者団体、行政関係者等のうちから福祉保健局長が委嘱する20名以内の委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 関係者会議に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、関係者会議の会務を総括し、関係者会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

(関係者会議の招集等)

第6 関係者会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第3に掲げる者のほか、検討する事項に関して専門知識を有する者等に関係者会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7 関係者会議に、その検討を補佐するためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、関係者会議が定める事項について調査・検討する。

3 ワーキンググループの委員は、関係者会議及び検討する事項に関して専門知識を有する者等の中から、委員長が指名する。

(幹事)

第8 関係者会議における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、福祉保健局長が任命する。

3 幹事は関係者会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するものとする。

(報告)

第9 関係者会議は、報告書を作成し、その結果について、各区市町村に報告するものとする。

2 関係者会議は、必要に応じて、検討の経過について、各区市町村に報告できるものとする。

(庶務)

第10 関係者会議の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。